

令和5年9月

お客さま各位

米子瓦斯株式会社
代表取締役 宇野 松人

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る

電気料金の特別措置の延長について

拝啓

平素は米子ガスでんきをご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、政府は、都市ガス料金の上昇によって影響を受ける家庭および企業を直接的に支援することを目的とした「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を延長することといたしました。

これを受けて、弊社は下枠の通り、令和5年10月検針分までとしていた電気料金の燃料費調整単価（※）からの値引きを延長して実施いたします。

		令和5年10月検針分～ 令和6年1月検針分
1キロワット時につき	低圧のお客さま	3.5円値引き

(価格は税込)

今後ともより一層の経営努力を行ってまいりますので、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

※燃料費調整単価とは

燃料費調整制度に基づき、LNG（液化天然ガス）等の燃料価格の変動に応じて電気料金を調整する金額のことで、毎月変動しています。

基準となる燃料価格と比較して、燃料価格が上昇した場合は燃料費調整単価がプラスとなり、燃料価格が低下した場合は燃料費調整単価がマイナスとなります。

電気料金の算定方法

電気料金 = 基本料金 + 電力量料金 ± 燃料費調整額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金

↓
燃料費調整額 = 燃料費調整単価 × 電気ご使用量

今回の特別措置での値引き対象

お問い合わせ先
米子ガス(株)お客様センター
TEL:0120-475-002
営業時間…9:00～17:00